

令和7年度加美町農業委員会
第3回定例総会議事録

令和7年6月25日（水）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和7年度第3回定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年6月25日(水)午後1時30分～午後1時49分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員14名 / 農地利用最適化推進委員5名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 欠席委員(1名)

農 業 委 員	13番	澁 谷 涼 子
---------	-----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第5号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第6号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第6	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤 美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山 明大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第3回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和7年度 加美町農業委員会 第3回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員14名、農地利用最適化推進委員5名です。13番 澁谷涼子委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番 小山京子委員、8番 山本成委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第5号 非農地証明書の交付について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第5号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第5号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和7年6月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の非農地証明願は2件でございます。

報告書番号1

平成29年に転用許可を受け資材置場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

報告書番号2

平成7年に転用許可を受け資材置場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

〔 議案書に記載のとおり以上2件の非農地証明書交付について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第5号を終了いたします。

日程第5 報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和7年6月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は3件でございます。

〔議案書に記載のとおり全3件の工事進捗状況及び工事完了報告について説明〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第6号を終了いたします。

日程第6 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年6月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全3件の許可申請について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について3番 坂上昌哉委員お願いします。

*3番（坂上昌哉委員） 令和7年6月20日に双方へ電話にて聴き取りを行い、現地を確認してまいりました。譲渡人は父の体調不良を機に、耕作を農業法人へ委託しておりました。もともと譲受人の田と今回の申請地が隣接しており、譲渡人側の田を通して水を引いていたため作業がしづらかったようで、今回譲渡人と法人からの提案により売買に至ったとのこと。売買後は畦畔を撤去し、3反歩程の1枚田にする予定です。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号2番について7番 小山京子委員お願いします。

*7番（小山京子委員） 令和7年6月18日、譲渡人、譲受人共に電話にて聴き取り調査を行いました。数年前から譲受人の母親が畑として利用しているとのことで、耕作には問題なく地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号3番について12番 中村貴美子委員をお願いします。

*12番（中村貴美子委員） 令和7年6月18日、譲渡人、譲受人へ電話にて聴き取り調査を行いました。申請地は以前譲受人の祖父の土地でしたが、諸事情により相続で農地を取得することが不可能だったため、譲渡人の農業法人が買い受けました。譲受人はその農業法人の構成員で、申請地の耕作は自身で行っており、農地の5反歩要件も廃止されたことから、今回所有権を戻すことにしたそうです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年6月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

申請地の隣地には、過去に譲渡人の兄弟が境界に接するように家屋を建設し、施工面積が譲渡人の土地まで侵出しており既に農地ではなくなっているため、それを容認した譲渡人から始末書の提出がありました。

申請地は加美町役場の東南東約1.2kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の教育施設が存すること

から第3種農地と判断いたしました。

申請番号2

申請地は加美町小野田支所の西約300mに位置し、おおむね300m以内に町役場の支所が存することから第3種農地と判断いたしました。

[議案書に記載のとおり以上2件の許可申請について説明]

*議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、8番 山本成委員お願いします。

*8番(山本成委員) 令和7年6月13日、佐藤局長、畠山係長、鈴木委員、小山委員、私の5名で現地調査を行ってまいりました。

申請番号1番については、工事済みであり土留めも設置されているため土砂の流出はございません。雨水は自然浸透するということでした。落雪等で隣接地に迷惑がかからないようにするための最小限の転用ですので、総合判断により許可相当と判断いたしました。

申請番号2番について、盛土は行わず砂利敷きとする程度のため、土砂の流出はございません。雨水は自然浸透するということです。周辺が宅地に囲まれ、尚且つ不整形な農地の転用ということで、総合判断により許可相当と判断しました。

*議長(板垣文一会長) ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) ご異議なしと認めます。よって議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

*議長(板垣文一会長) 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和7年度加美町農業委員会 第3回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後1時49分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和7年6月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 小 山 京 子

署名委員 山 本 成